

27 全宅連発政策 62 号
平成 28 年 3 月 15 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

政策推進委員長 小林 勇

マンション標準管理規約の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、国土交通省が策定するマンション標準管理規約については、これまでマンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しが行われてまいりました。

今般、マンション管理の諸問題として、高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足、管理費滞納等による管理不全、暴力団排除の必要性、災害時における意思決定ルールの明確化など、様々な課題が指摘され、これら課題に対応するため設置された検討会での議論、パブリックコメントの実施を経て、平成 28 年 3 月 14 日に「マンションの管理の適正化に関する指針」及び「マンション標準管理規約」が改正されましたのでご案内いたします。

つきましては、関連資料を下記のとおり送付いたしますので、貴協会傘下会員方々にご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 「マンションの管理の適正化に関する指針」及び「マンション標準管理規約」改正事項一覧
2. マンション標準管理規約の改正について 国土動指第 89 号
国住マ第 60 号

※本改正についての詳細は国土交通省HP『「マンションの管理の適正化に関する指針」及び「マンション標準管理規約」の改正について』(http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000133.html) をご参照ください。

以 上